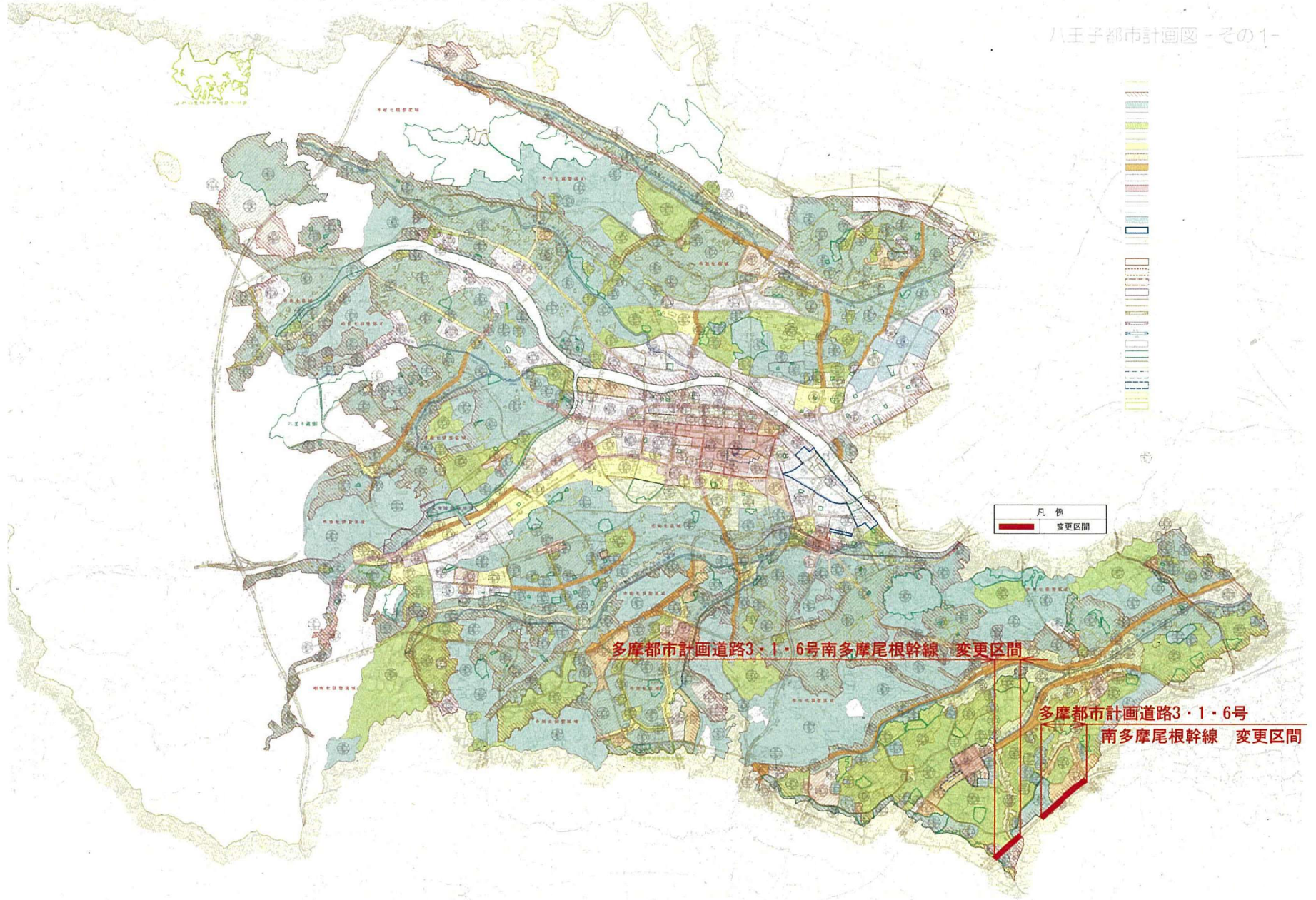


多摩都市計画道路3・1・6号 南多摩尾根幹線 総括図(4/5)

八王子都市計画区 - その1 -

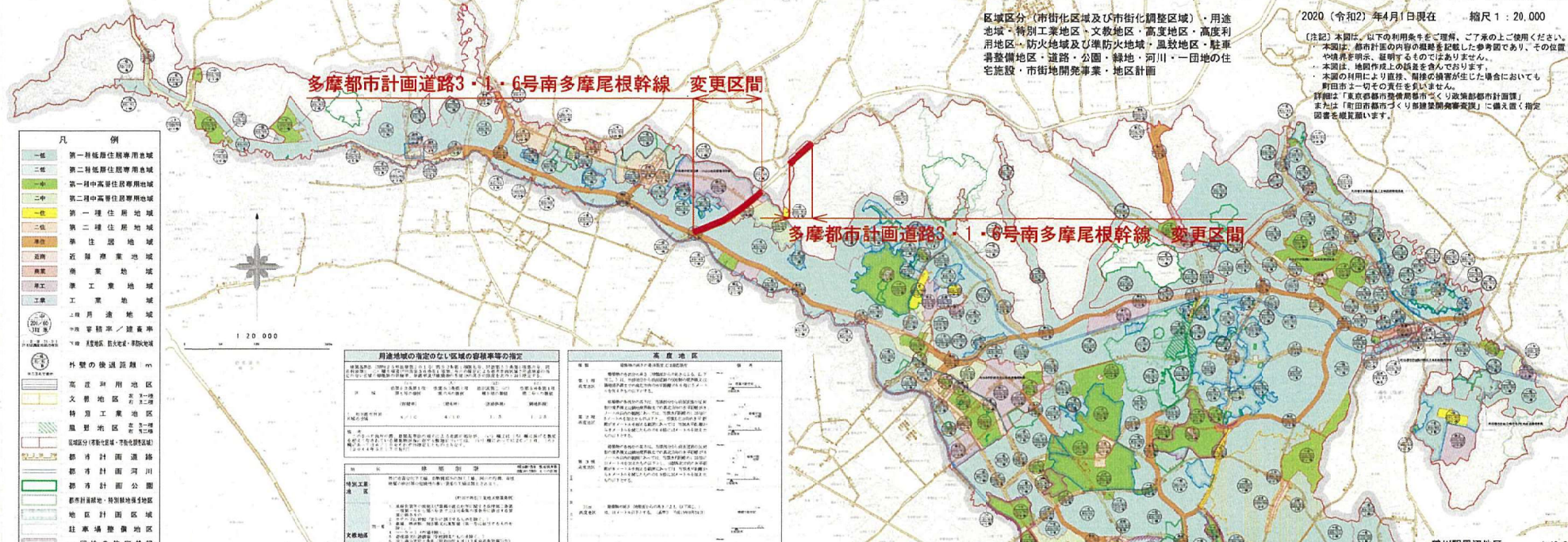


凡例
変更区間

多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線 変更区間

多摩都市計画道路3・1・6号
南多摩尾根幹線 変更区間

※八王子都市計画図を基に作成



区域区分(市街化区域及び市街化調整区域)・用途地域・特別工業地区・文教地区・高度地区・高度利用地区・防火地域及び準防火地域・風致地区・駐車場整備地区・道路・公園・緑地・河川・一団地の住宅施設・市街地開発事業・地区計画

2020(令和2)年4月1日現在 縮尺1:20,000
 [注記] 本図は、以下の利用条件をご理解、ご了承の上ご利用ください。本図は、都市計画の内容の概略を記載した参考図であり、その位置や境界を明示、証明するものではありません。本図の利用により直接、間接の損害が生じた場合においても町田市は一切その責任を負いません。詳細は「東京都都市整備都市づくり政策部都市計画課」または「町田市都市づくり部建築開発課」に問い合わせていただくようお願いいたします。

凡例

- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 月夜通地域
- 準工業/商業/工業
- 準工業/商業/工業/月夜通

外壁の換装距離

- 高度利用地区
- 文教地区
- 特別工業地区
- 風致地区
- 風致地区(準防火地域・防火地域)
- 都市計画道路
- 都市計画河川
- 都市計画公園
- 都市計画緑地・特別緑地保全地区
- 地区計画区域
- 駐車場整備地区
- 一団地の住宅施設

用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域	用途制限の概要
第一種低層住居専用地域	建築物の高さの制限あり(2m)
第二種低層住居専用地域	建築物の高さの制限あり(2m)
第一種中高層住居専用地域	建築物の高さの制限あり(0m)
第二種中高層住居専用地域	建築物の高さの制限あり(0m)
第一種住居地域	建築物の高さの制限あり(12m)
第二種住居地域	建築物の高さの制限あり(12m)
準住居地域	建築物の高さの制限あり(12m)
近隣商業地域	建築物の高さの制限あり(12m)
商業地域	建築物の高さの制限あり(12m)
準工業地域	建築物の高さの制限あり(12m)
工業地域	建築物の高さの制限あり(12m)
月夜通地域	建築物の高さの制限あり(12m)
準工業/商業/工業	建築物の高さの制限あり(12m)
準工業/商業/工業/月夜通	建築物の高さの制限あり(12m)

用途地域の指定のない区域の容積率等の指定

用途地域	容積率	高さ制限
第一種低層住居専用地域	20%	2m
第二種低層住居専用地域	20%	2m
第一種中高層住居専用地域	40%	0m
第二種中高層住居専用地域	40%	0m
第一種住居地域	40%	12m
第二種住居地域	40%	12m
準住居地域	40%	12m
近隣商業地域	40%	12m
商業地域	40%	12m
準工業地域	40%	12m
工業地域	40%	12m
月夜通地域	40%	12m
準工業/商業/工業	40%	12m
準工業/商業/工業/月夜通	40%	12m

高度地区

高度地区	建築物の高さの制限
第一種高度地区	建築物の高さの制限あり(12m)
第二種高度地区	建築物の高さの制限あり(12m)

防火地域・準防火地域の制限

防火地域	準防火地域	制限事項
第一種防火地域	第一種準防火地域	建築物の高さの制限あり(12m)
第二種防火地域	第二種準防火地域	建築物の高さの制限あり(12m)

風致地区による中高層建築物の高さ制限に関する例(基準日:平成16年4月24日)

風致地区	高さ制限
第一種風致地区	建築物の高さの制限あり(12m)
第二種風致地区	建築物の高さの制限あり(12m)

建築物の敷地面積の最低限度の除外(基準日:平成16年4月24日)

用途地域	敷地面積の最低限度
第一種低層住居専用地域	120㎡
第二種低層住居専用地域	120㎡
第一種中高層住居専用地域	120㎡
第二種中高層住居専用地域	120㎡
第一種住居地域	120㎡
第二種住居地域	120㎡
準住居地域	120㎡
近隣商業地域	120㎡
商業地域	120㎡
準工業地域	120㎡
工業地域	120㎡
月夜通地域	120㎡
準工業/商業/工業	120㎡
準工業/商業/工業/月夜通	120㎡

建築物の敷地面積の最低限度の除外(基準日:平成16年4月24日)

用途地域	敷地面積の最低限度
第一種低層住居専用地域	120㎡
第二種低層住居専用地域	120㎡
第一種中高層住居専用地域	120㎡
第二種中高層住居専用地域	120㎡
第一種住居地域	120㎡
第二種住居地域	120㎡
準住居地域	120㎡
近隣商業地域	120㎡
商業地域	120㎡
準工業地域	120㎡
工業地域	120㎡
月夜通地域	120㎡
準工業/商業/工業	120㎡
準工業/商業/工業/月夜通	120㎡



第一種・第二種低層住居専用地域の建築物の敷地面積の最低限度は、120㎡です。(基準日:平成16年4月24日)

第一種低層住居専用地域の建築物の高さの最高限度は0m(準住居地区で、敷地面積が90%未満の区域は12m)です。
 第二種低層住居専用地域の建築物の高さの最高限度は2m(上小田田移住下地区及び住み分け地区の区域は10m)です。

(注) 1. 建築物の用途制限は、建築基準法施行規則に基づいて行われます。
 2. 地区計画区域内については、地区計画の定められたものが優先されます。
 3. 用途地域が異なる場合には、建築物の敷地面積は、用途地域が最も厳格なものであり、敷地面積が最も大きいものとなります。

凡例
 変更区間